

職場の

ハラスメント どうしたらいい？



弁護士（東京法律事務所）

笹山尚人さんのアドバイス

春から働き始めるみなさんへ。「すべての人に尊敬と敬意」ある職場づくりに向けて、ハラスメント（嫌がらせ）をなくすることが大切です。労働者の権利に詳しい、東京法律事務所の弁護士、笹山尚人さんのアドバイスです。

特集
すいよう

Q どうして起きる？

Q どうして起きるの？
A 1990年代のバブル崩壊以降、不況が続く職場が荒れていきます。また、80年代から進んだ「正社員」年功序列賃金、企業内労働組合を中心とする日本型の労働関係が崩れ、非正規雇用が増え、労働者間の分断が進み、かつ「個人責任」の考え方がまん延した結果、特定の個人を攻撃しない状況がなくなり、増えたと大きな原因と考えられます。



どんなハラスメントかチェック

Q1 どんな嫌がらせを受けていますか？

- ☐ 足で蹴られたり、殴られたりしたことがある…「身体的な攻撃」型のバワハラ
☐ 他の社員との接触や協力依頼を禁じられた…「人間関係からの切り離し」型のバワハラ

Q2 過去に受けた嫌がらせは？

- ☐ 皆の前で、些細なミスを大声で叱責された…「精神的な攻撃」型のバワハラ
☐ 1人ではできない量の仕事を押し付けられた…「過大な要求」型のバワハラ

Q3 毎日、恐れていることは？

- ☐ 与えられる仕事は、掃除や草むしりだけ…「過小な要求」型のバワハラ
☐ GPS付きの携帯電話で行動を監視される…「個の侵害」型のバワハラ

Q4 ミスをしたとき、こんな仕打ちを受けたことは？

- ☐ 特定の業務のない部署に異動させられる…「過小な要求」型のバワハラ
☐ 「役立たず」「給料泥棒」と言われる…「精神的な攻撃」型のバワハラ

Q5 日常化している、嫌な行為は？

- ☐ 家族や恋人のことをしつこく聞かれる…「個の侵害」型のバワハラ
☐ 職場で上司に性的な事を話題にしてからかわれたことがある…「セクシュアルハラスメント」

Q6 こんなことを言われたことはありませんか？

- ☐ 子どもが小さいうちは母親は家庭で育児に専念すべきだと、妊娠しているときに言われた
☐ 妊娠中の業務内容への配慮を相談したが、「妊娠は病気ではないのだから、甘えてはいけない」と説教された
☐ 1人目までは仕方ないが、2人目、3人目の産休、育児休業は、「正直迷惑なので、ずうずうしい」と嫌みを言われた…すべてマタニティーハラスメント

（厚生労働省ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」から作成）

Q ハラスメントが起きたとき、被害者と周囲はどうすれば？

Q ハラスメントが起きたとき、被害者と周囲はどうすれば？
A 「この人は1人であり、攻撃しても反響されない」という見込みで、ハラスメントは起きています。その見込みを崩すことが大切です。被害者は、周囲の労働者に助けを求め、周囲は被害者が黙っていても「これはバワハラです」と声を上げましょう。第三者が問題を上げたと「言った／言わなかった」の無用な論争は避けたいものです。ICレコーダーでの録音や関係書類の収集、LINEやメールなどでの連絡の画面写真など、証拠資料を整えるのも有効です。

Q ハラスメントが起きないようにするには？

Q ハラスメントが起きないようにするには？
A ハラスメントが心と身体に有害であること、場合によっては自殺を招くような深刻な問題であることを共有することです。そして、お互いを入団として尊重すること、これを共有し、法律の措置義務の履行ができることから始めましょう。
ハラスメントは、労働法を大切にし、職場に起こりやすいといえます。その意味では、労働法をよ知、それが守られるような職場づくりを心がけるべきです。そのためには、労働者同士が職場の問題点を話し合う場を設けるなど、そうした場をつくる組織としての労働組合の活動は、極めて重要です。

Q 職場で起きやすい事例は？

Q 職場で起きやすい事例は？
A もっともよく見られるのは、職場の上司から部下に対して、業務の指導、叱責、注意の形で行き過ぎた言動です。私が抱えた事件では、営業成績があげられないことを理由に「この給料泥棒、会社の衛生虫にわかちやうと」と発言したり、「ふざけんな、おまえ！」といった言いがかりを、机をたたき、去り際に「死ね」と捨ててりふを吐いた、といった

【バワハラ6類型】

- ①身体的な攻撃（暴行、傷害）
- ②精神的な攻撃（脅迫、暴言等）
- ③人間関係からの切り離し（隔離、仲間外し、無視）
- ④過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害）
- ⑤過小な要求（業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）
- ⑥個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

（別項）を定め、この類型該当する場合に「気をつけよう」と呼びかけています。

